

消費生活相談だより No. 2

消費者の皆さんが被害に遭わないように、消費生活相談の具体的な事例の紹介や対処方法などをシリーズで紹介いたします。

サンプルのはずが意図せぬ定期購入に

▶事例

新聞の折込広告で通常の半額の「拡大鏡」を見つけ、販売業者に注文の電話をした。その際「目に良いサプリメントのサンプルを送る」と言われた。後日拡大鏡とサプリメントが届いたが、同封の「明細書兼請求書」には、拡大鏡が「プレゼント」、サプリメントが3千円と記載されていた。その後2カ月連続、同じサプリメントが届き、おかしいと思い「明細書兼請求書」を改めて確認すると「1年定期」と記載があった。注文した覚えはない。

▶アドバイス

新聞広告の通販やテレビショッピングなどの電話注文時に、別の商品やサンプルなどを勧められ承諾したところ、そちらが主契約の定期購入になっていたという相談が寄せられています。たとえサンプルであっても注文品以外のものを勧められたら、興味がなければきっぱり断り、興味を持った場合も、定期購入になっていないかなどの詳細を確認し、説明が理解できなければ断りましょう。

商品到着後は、明細書などで契約内容を確認することが大切です。意図せず定期購入になっていたら、すぐに、販売業者に連絡をしましょう。

若者を狙った契約トラブルにもご注意ください!!

SNSを発端としたトラブル

SNSやマッチングアプリで知り合った友人から、もうかるビジネスに誘われた。

すぐに元がとれるというので、消費者金融で借金をして契約したが、全くもうかることはなく、借金だけが残ってしまった。



もし、悪質商法などの被害に遭ってしまった場合やおかしいなと思ったときには、市消費生活相談室（☎75-3371、または消費者ホットライン☎188）にご相談ください。

消費者啓発イベントを開催!

「消費啓発強化月間」の取り組みの一つとして、悪質商法や振り込め詐欺などに対する注意喚起と、賢い消費者を目指す意識を高めるため、啓発イベントを開催します。

詳しくは、まちづくり推進課（☎47-8543）へ。

▶楽しく知ろうよ! 消費生活

- *とき/9月2日(土) 午前11時~正午
- *ところ/イオンモール大垣1階 太陽の広場(外野)
- *内容/お笑いコンビ「ファニーチャップ」による消費生活漫才、クイズ大会、パネル展示、チラシとグッズの配布など



昨年イベントの様子

▶大垣女子短期大学学生による消費者啓発イベント

- *とき/9月2日(土) 午後2時~5時
- *ところ/丸の内公園(まちなかスクエアガーデン会場内)
- *内容/オリジナル缶バッジづくり、消費生活パネル展示、消費生活啓発チラシとグッズの配布など

しまった!! 解約したいと思ったら、「クーリング・オフ」を活用しましょう

「クーリング・オフ」とは、一旦契約してしまっても、法律で定められた期間内であれば無条件で解約できる制度です。ただし、自動車や使用してしまった一部の消耗品など、適用されないものもありますので注意が必要です。



取引内容	適用対象	期間
訪問販売	店舗外での訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールス、SF<催眠>商法では店舗契約を含む)による原則全ての商品、サービス、指定権利	8日間
電話勧誘販売	電話勧誘による原則全ての商品、サービス、指定権利	8日間
特定継続的役務提供	エステ、語学教室、一部の美容医療、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介の継続的サービス契約	8日間
訪問購入	店舗以外の場所で、貴金属を含む原則すべての物品を事業者が消費者から買い取る契約	8日間
連鎖販売取引	いわゆるマルチ商法による契約	20日間
業務提供誘引販売取引	いわゆる内職商法、モニター商法による契約	20日間

クーリング・オフ期間が過ぎても、このような場合には契約を取り消すことができます

事業者が

- ①重要事項について事実と違うことを言った場合
- ②重要事項について有利なことを告げ、かつ不利益な事実を故意に言わなかった場合
- ③不確実な事項について断定的なことを言った場合
- ④帰ってほしいと意思表示したのに帰らなかった場合
- ⑤帰りたいと意思表示したのに帰してくれなかった場合
- ⑥通常必要とされる以上の商品を販売された場合

大垣警察署からのお知らせ

ニセ電話詐欺の被害に遭わないために

ニセ電話詐欺の対策として、犯人からの電話を受けないための取り組みがNTT西日本で実施されています。

詳しい内容やお問い合わせは、NTT西日本特殊詐欺対策ダイヤル(☎0120-116-116)へ。

①ナンバー・ディスプレイおよびナンバー・リクエストの高齢者無償化受付

70歳以上の契約者または70歳以上の人と同居している契約者の回線を対象として、ナンバー・ディスプレイおよびナンバー・リクエストの月額利用料および工事費を無料とします。

②特殊詐欺対策サービスの無償化

ニセ電話詐欺対策となる特殊詐欺対策サービスの月額利用料および工事費を、申込受付期間・申込数を限定して一定期間無料とします。

③電話番号の変更に関する工事費の無償化

ニセ電話詐欺などの犯罪被害を受けた場合、または受けるおそれがある場合は、お客様からの申し出により電話番号変更の工事費を無料とします。